

2021年 一橋大学 (第2回模試) 日本史

採点基準

全3問 120分 150点満点

I (50点)

採点基準

問1 (基準の合計14点→10点満点)

〔初期豪商の商業形態①〕 朱印船貿易に従事した 3点

〔初期豪商の商業形態②〕 遠隔地取引を担った／地域間をまたいで商取引を担った 4点

〔初期豪商の衰退要因①〕 幕府が貿易を統制した／鎖国政策により貿易が制限された 3点

〔初期豪商の衰退要因②〕 (交通網整備により) 地域間の価格差が減少した 4点

問2 3点

問3 (基準の合計13点→10点満点)

〔河川整備と初期豪商①〕 河川の開削が進められた 2点

〔河川整備と初期豪商②〕 角倉了以が富士川を整備した／角倉了以が高瀬川を整備した 2点

- ・ 整備された川として、大堰川(保津川)や天竜川を挙げたものも可
- ・ 「角倉了以が河川を整備した」など、具体的な河川の例示がない場合 1点
- ・ 角倉了以の名前を挙げないものは不可

〔河川舟運の説明①〕 (高瀬舟などの) 川船が輸送を担った 3点

〔河川舟運の説明②〕 筏による(木材などの) 搬出が行われた 3点

〔河川舟運の説明③〕 河岸が整備された 3点

問4 (基準の合計16点→10点満点)

〔変化の説明〕 菱垣廻船から樽廻船へと変化した 3点

〔菱垣廻船と樽廻船①〕 菱垣廻船の方が多くの物資を輸送した 2点

〔菱垣廻船と樽廻船②〕 樽廻船は菱垣廻船より小型であった 3点

- ・ 「大型の菱垣廻船」「小型の樽廻船」など、相対的な大小が理解できているものは広く許容する

〔菱垣廻船と樽廻船③〕 樽廻船の方が短期間で輸送できた／樽廻船の方が荷役が速かった 3点

〔菱垣廻船と樽廻船④〕 樽廻船の方が安価に輸送した 3点

〔菱垣廻船と樽廻船⑤〕 樽廻船は酒荷を中心とした／樽廻船は酒以外の荷物も上積みした 2点

問5 (基準の合計21点→17点満点)

〔流通経路の変化①〕 在郷商人の台頭により既存の流通構造が動揺した 3点

- ・ 在郷商人が従来の流通経路を変化させたことが答案全体から読み取れば、広くこの要素で加点する

〔流通経路の変化②〕 江戸地回り経済圏が形成された 3点

〔流通経路の変化③〕内海船が上方向けの商品を買い取った／内海船が瀬戸内海に進出した 2点

〔流通経路の変化④〕越荷方が上方向けの商品を買い取った 1点

〔流通経路の変化⑤〕（上記③④により）大坂への商品流通が減少した／西廻り海運の機能が低下した 3点

〔政策①〕（水野忠邦は）江戸の物価騰貴の責任を株仲間に求めた／株仲間の流通独占を問題視した 3点

〔政策②〕（上記①を背景に）株仲間を解散した 3点

〔結果〕江戸への商品流通がさらに減少した／流通が混乱した／逆効果となった 3点

II (50点)

採点基準

問1 3点

- 「モガ」でも可

問2 (基準の合計9点→7点満点)

〔従来の百貨店の特徴〕大都市の呉服店の系譜を引く 3点

- 「大都市」を「日本橋」「銀座」などと具体化した解答も可

〔新しい百貨店の特徴①〕私鉄が発着駅で経営する／私鉄によるターミナルデパート 3点

〔新しい百貨店の特徴②〕日用品の販売に重点を置く 2点

〔新しい百貨店の特徴③〕沿線住民を対象とした 1点

問3 (基準の合計24点→17点満点)

〔出版業の発達①〕新聞や総合雑誌の発行部数が急増した 3点

- いずれか一方のみを指摘したものは1点

〔出版業の発達②〕週刊誌の『サンデー毎日』が刊行された 3点

- 『サンデー毎日』の代わりに『週刊朝日』を挙げて可
- 具体例がない解答は2点

〔出版業の発達③〕大衆娯楽雑誌の『キング』が刊行された 3点

- 具体例がない解答は2点

〔出版業の発達④〕女性雑誌の『主婦之友』が刊行された 2点

- 具体例がない解答は1点

〔出版業の発達⑤〕児童文芸雑誌の『赤い鳥』が刊行された 2点

- 具体例がない解答は1点

〔出版業の発達⑥〕『経済雑誌ダイヤモンド』が刊行された 1点

〔出版業の発達⑦〕1冊1円の円本が登場した 3点

- 「1冊1円」にあたる説明がないものは2点

〔出版業の発達⑧〕文庫本が登場した 3点

〔出版業の発達⑨〕(上記⑦⑧により)低価格での出版が普及した 2点

〔出版業の発達⑩〕(上記⑦⑧により)大量出版が実現した 2点

問4 (基準の合計13点→10点満点)

〔民主主義との相違点①〕民主主義は国民主権(主権在民)を前提とする 3点

〔民主主義との相違点②〕民本主義は天皇主権(主権在君)を前提とする／民本主義は明治憲法と共存する 3点

〔民本主義の主張①〕民衆の幸福増進を目指した 2点

〔民本主義の主張②〕民意の反映を重視した 3点

〔民本主義の主張③〕政党内閣制・普通選挙の導入を主張した 2点

- 「政党内閣制」「普通選挙」のどちらか一方のみ指摘したものは1点

問 5 (基準の合計 15 点→13 点満点)

〔組織の名称〕 友愛会 3 点

〔主張①〕 (友愛会は) 労使協調を提唱した 3 点

〔主張②〕 (1920 年に) 第 1 回メーデーを主催した 2 点

〔主張③〕 (大日本労働総同盟は) 8 時間労働制を要求した／最低賃金制の導入を求めた 2 点

〔主張④〕 (1921 年に) 日本労働総同盟に改組された 2 点

〔主張⑤〕 (日本労働総同盟は) 階級闘争主義に転換した 3 点

Ⅲ (50点)

採点基準

問1 3点

問2 (基準の合計19点→15点満点)

〔宮中勢力の地位①〕元老は天皇の非公式最高顧問 2点

- ・ 「非公式」にあたる要素がない場合は1点

〔宮中勢力の地位②〕内大臣は憲法に基づき天皇を補佐(常侍輔弼)する 2点

- ・ 単に「天皇を補佐する」など、内大臣の職権が憲法に裏づけられたものであることに言及がないものは不可

〔宮中勢力の地位③〕(元老・内大臣は)首相を推挙した 3点

〔宮中勢力の地位④〕(宮中勢力は)重要政務に関与した 2点

〔反乱勢力①〕皇道派/陸軍青年将校 3点

〔反乱勢力②〕(皇道派は)天皇親政を目指していた 3点

〔原田が逃げた理由〕皇道派が宮中勢力を襲撃していたから 4点

- ・ 皇道派が直接行動により支配層の打破を目指していたことが読み取れば、表現は広く許容する

問3 (基準の合計8点→8点満点)

〔鎮圧命令の根拠〕(憲法は)天皇が陸海軍を統帥すると定めていた/天皇が軍隊を指揮すると規定していた 4点

〔実行をためらった制度上の背景〕(統帥権行使には)軍令機関の輔弼を要した/参謀本部の補佐が必要だった 4点

- ・ 「天皇の意思のみでは統帥権を行使できなかった」など、輔弼機関を明示していない場合は2点

問4

法令の名称 3点

法令の説明(基準の合計5点→5点満点)

〔内容①〕(災害や暴動などの)非常事態の際に発動される 2点

〔内容②〕軍司令官に治安権限をゆだねる/軍隊が行政権の一部を執行する 3点

問5 (基準の合計18点→16点満点)

〔関係者の処分①〕(反乱を指導した)青年将校が死刑となった/青年将校が厳刑に処された 2点

〔関係者の処分②〕北一輝が死刑となった/西田税が死刑となった 2点

〔関係者の処分③〕(上記①②の処分は)軍法会議で決定された 3点

〔関係者の処分④〕皇道派が要職から排除された/皇道派を一掃する人事がおこなわれた 4点

〔地位の変化①〕統制派が陸軍内で主導権を確立した/統制派により陸軍が一元化された 3点

〔地位の変化②〕(上記①により)陸軍の発言力が強まった 4点

- ・ 「組閣に介入した」「軍事予算を要求した」など、具体的な行動レベルの変化を挙げたものは不可